

答 申 書

平成31年3月13日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

新潟県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会
会長 澤 田 克 己



平成31年3月13日付け新広総第457号での諮問について、当審査会の意見は下記のとおりとする。

記

1. 医療費分析等データベースシステムの運用に係る個人情報の取り扱いについて

(1) 個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有個人情報を当該実施機関内において利用することにおいて、公益上の必要その他相当の理由があり、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとするもの(個人情報保護条例第8条第1項)

審査会の意見	新潟県後期高齢者医療広域連合が、医療費分析等のため新潟県後期高齢者被保険者の資格、診療報酬明細書、健診等記録を活用することは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有個人情報を当該実施機関内において利用することについて公益上の必要その他相当の理由があり、本人の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認める。
--------	--

(2) 個人情報を利用した旨及び目的を本人に通知しないこととするもの(個人情報保護条例第8条第4項)

審査会の意見	本人への通知については、広域連合長の見解のとおり、通知をしなくともよいと認める。
--------	--